

1. 労働者死傷病報告の電子申請義務化について

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、令和7年1月1日から、電子申請が義務化され、報告事項の整理がされます。

【主な改正内容】労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的に、これまでの自由記載から、該当するコードからの選択に変更になります。

- ① 「事業の種類」⇒日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択
- ② 「被災者の職種」⇒日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択
- ③ 「傷病名及び傷病部位」⇒該当する傷病名及び傷病部位を選択
- ④ 「災害発生状況及び原因」⇒留意事項別に記入できるよう欄が5分割され、それぞれ記入が必要
略図については、従前の手書きから、イラスト等のデータを添付することになります(手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付することも可)
- ⑤ 「国籍・地域及び在留資格」⇒該当する国籍・地域及び在留資格を選択



厚生労働省は、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の活用を推進していますが、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による報告が可能です。

手続きについてご不明な点がございましたら社会保険労務士までお問い合わせください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

2. 令和7年4月保育所入所申込み分就労証明書記載の留意点

9月30日に就労証明書の新様式が定められ、10月1日より申込み受付が順次開始されています。保育所の4月入所申込みについては、育児休業を延長する目的で競争率の高いところに申し込んだりする「落選ねらい」が問題視され、対応が求められていました。そこで、新様式では次の5つの記載欄が追加されました。

◆様式の変更点(5つ)

- ① 入所内定時育休短縮可否
- ② 育休延長可否
- ③ 単身赴任期間(予定を含む)
- ④ 備考欄
- ⑤ 保護者記載欄(児童名、生年月日、施設名、利用・申込み状況に関するチェック欄)

また、自治体によっては夜勤に関する状況を別紙で提出することができ、就労証明書と同様に企業に記載を求めているところもあります。上記の「落選ねらい」対策として、令和7年4月1日からは育児休業給付金の支給期間の延長手続きも見直され、従業員が記載する申告書と保育所等の利用申込書の写しも、ハローワークに提出することとなります。

また、支給要件として、市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであることも必要となります。

令和7年4月1日以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合または1歳6カ月に達する場合に適用されます。来年度の入園申し込みは11月くらいから各市区町村で始まりますので、該当する育児休業取得者に、保育園の利用申し込みを適正に行うことや、「落選ねらい」で入所倍率の高い保育園のみの申し込みだけ等にしないこと、利用申込書をコピーしておくことなどの注意喚起と案内をしておくといでしょう。

● 編集後記 ●

先日、岡山森の芸術祭を訪れました。特に印象に残ったのが蜷川実花による満奇洞の装飾。洞窟内部が彼女の独特な色彩やデザインで華やかに彩られ、訪れる人々を幻想的な空間へと誘います。光と影のコントラストが生み出す美しさは、まさにアートの力を感じさせました。訪問中、思わず心が躍る瞬間が多く、新しい視点で周囲を見つめ直す機会にもなりました。岡山の魅力を再発見できる素晴らしい時間でした。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録NO.13050514)
三鷹市下連雀3-38-4
三鷹産業プラザ307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山